

行商、露店編

Q1.	菊ヶ丘運動公園の園路にキッチンカーや屋台を出店したい。	A1.	「都市公園における出店可能場所」に記載された場所ではないため出店できません。
Q2.	キッチンカーや屋台について、松島団地児童公園の駐車場で営業したい。	A2.	認められません。 駐車可能台数も少ないため、公園利用者のみの駐車とします。
Q3.	キッチンカーや屋台の設置を通年で申請したい。	A3.	許可期間は同年度内で最長3ヶ月とします。
Q4.	飲食物販売について、保健所へ営業許可を申請したが、まだ許可書は発行されていない。公園内行為許可は申請出来るか。	A4.	できません。 申請には営業許可書の添付が必要です。
Q5.	飲食物販売について、過去に営業許可書が発行されていたが、有効期限が切れていた。再度申請するので、ひとまず公園内行為許可申請書を出したい。	A5.	再度営業許可書の交付を受けてから申請して下さい。
Q6.	キッチンカーや屋台の設置は、申請者ひとりにつき1区画しか申請できないのか。	A6.	空いていれば複数申請も可能です。
Q7.	キッチンカーや屋台は、屋根の部分も申請面積に含まれるのか。	A7.	上空から見た面積で申請していただきます。
Q8.	キッチンカーや屋台を出店したが、出店する場所を他の公園に変更してもいいか。	A8.	できません。 天災や使用者の責めによらない場合、また公用による都合でない限りは、新たに申請し直して使用料を納付して下さい。
Q9.	キッチンカーや屋台を出店したが、許可期間終了前にやめたい。 残り期間の使用料を還付してもらえるか。	A9.	五所川原市都市公園設置条例第18条により、自己都合による場合は還付しません。
Q10.	天災地変により使用できなくなった時は使用料は還付されるのか。	A10.	可能です。 五所川原市都市公園設置条例第18条により還付します。

Q11. 出店場所に行ったら、既に違う業者がその場所で出店していた。	A11. 都市・交通課にご連絡下さい。 職員が現場に出向き、状況を確認します。
Q12. キッチンカーや屋台を出店したが、他の出店者やお客とトラブルが発生した。 市が土地を貸しているのだから、市も間に入って解決して欲しい。	A12. 営業時のトラブルは出店者の責任において解決して下さい。
Q13. 出店する場合、営業時間は何時から何時まで可能か。	A13. 時間は制限しておりません。 許可期間内であれば出店が可能です。
Q14. キッチンカーや露店で、アルコール飲料（酒類）を販売してもいいか。	A14. 個人での販売は認めませんが、イベント時のみ許可します。ただし、トラブル発生時は、その主催者の責任においての対処とします。
Q15. ゴミの処分は市で行ってもらえるか。	A15. 出店者が責任をもって処分してください。
Q16.	A16.
Q17.	A17.
Q18.	A18.
Q19.	A19.
Q20.	A20.

その他

Q1. 公園で仲間とBBQをしたい。	A1. 認めておりません。
Q2. 公園でキャンプイベントをしたい。	A2. 一度都市・交通課にご相談下さい。
Q3. 公園でBBQイベントをしたい。	A3. 一度都市・交通課にご相談下さい。
Q4. 遠足や花見で公園を使用したい。 市への申請は必要か。	A4. 公園を長時間大人数で占有して使用するの 無ければ必要ありません。 なお、確認のため、使用日程と参加予定人数 を電話でお知らせいただければ幸いです。
Q5. 公園で花火大会を開催したい。 岩木川河川公園でも毎年開催されているの で、他の公園でも認めて欲しい。	A5. 周辺に民家等があり危険なため、認めておりま せん。
Q6. 公園内でプロレスの興行をしたい。 座席は有料だが立ち見は無料とする。全額減 免とは言わないが一部減免できないか。	A6. 興行自体は内容により許可もありますが、営利 目的である場合は減免の対象となりません。
Q7. 公園で清掃ボランティアを実施したい。 市への申請は必要か。	A7. 申請は不要です。なお、広報の「善意の花かご」 欄に掲載させていただきたいので、日程、団体 名、代表者名、参加人数を後日でも電話でお 知らせいただければ幸いです。
Q8. イベントをやっているところをドローン撮影したい。 国交省の許可も得たうえで、DID地区でない場 所での撮影は可能か。	A8. 認められません。 イベント時は大勢の人が集い混雑するため、万 が一落下した際に大変危険です。
Q9. 今まで減免申請書を提出しなくても無料で許可 書が交付されていた。手続きも煩雑であるため 減免申請書を提出しなくても良いか。	A9. 条例の改正により減免を受けたい場合は申請 書の提出が必要になりました。減免を希望す るのであれば必ず提出してください。
Q10.	A10.